【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第101期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 東亞合成株式会社

【英訳名】 TOAGOSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋 本 太

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 芹 田 泰 三

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 芹 田 泰 三

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第100期 第101期 第3四半期 第3四半期 連結累計期間 連結累計期間		第3四半期	第100期		
会計期間		自至	平成24年1月1日 平成24年9月30日	自至	平成25年1月1日 平成25年9月30日	自至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
売上高	(百万円)		109,052		111,701		148,203
経常利益	(百万円)		10,696		11,644		15,250
四半期(当期)純利益	(百万円)	6,645		7,470	9,699		
四半期包括利益又は包括利益	益 (百万円)		6,755		11,358		11,345
純資産額	(百万円)		131,656		144,754		136,240
総資産額	(百万円)		174,879		188,907		181,451
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		25.20		28.34		36.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		73.0		74.3		72.8

回次			第100期 第 3 四半期 連結会計期間		第101期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成24年7月1日 平成24年9月30日	自至	平成25年7月1日 平成25年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)		6.62		8.93

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

(基礎化学品事業)

当社100%出資の連結子会社である鶴見曹達株式会社は、平成25年1月1日付で当社が吸収合併いたしました。

(アクリル製品事業)

当社100%出資の連結子会社である日本純薬株式会社は、平成25年1月1日付で当社が吸収合併いたしました。

(機能製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(樹脂加工製品事業)

主要な関係会社の異動はありません。

(その他の事業)

主要な関係会社の異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、 前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)における当社グループの業績は、売上高は1,117億1百万円(前年同期比2.4%増収)、営業利益は111億4百万円(前年同期比7.2%増益)、経常利益は116億4千4百万円(前年同期比8.9%増益)、四半期純利益は74億7千万円(前年同期比12.4%増益)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

基礎化学品事業

苛性ソーダおよび無機塩化物、ならびに工業用ガスは、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少し、低調に推移しました。無機高純度品は、半導体向けを中心とした輸出が好調だったものの、国内需要は低迷し、前年同期並みで推移しました。硫酸は、期初の需要が低迷したものの、通期としては全般的に回復基調にあり、前年同期並みで推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は338億8千万円(前年同期比4.3%減収)となりました。

営業利益は、苛性ソーダおよび無機塩化物の販売数量が減少したことに加え、電力をはじめとする原燃料価格が上昇し、28億3千5百万円(前年同期比17.4%減益)となりました。

アクリル製品事業

アクリル酸およびアクリル酸エステル、ならびにアクリル系ポリマーは、国内向けの販売数量が増加し、堅調に推移しました。高分子凝集剤および光硬化型樹脂は、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少し、低調に推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は434億6千2百万円(前年同期比9.6%増収)となりました。

営業利益は、アクリル酸エステル、アクリル系ポリマーの販売数量が増加したことに加え、製品価格の是正に努めたことにより収益が改善し、48億5千8百万円(前年同期比25.8%増益)となりました。

機能製品事業

接着剤は、一般用の瞬間接着剤の需要が底堅く推移するとともに、工業用も携帯端末向けを中心とした機能性接着剤の需要が伸長し、好調に推移しました。建築・土木製品は、建築補修材、地盤改良剤ともに堅調に推移しました。無機機能材料は、銀系無機抗菌剤の販売数量が増加し、好調に推移しました。エレクトロニクス材料は、全般的に販売数量が低迷し、低調に推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は125億2百万円(前年同期比2.7%増収)となりました。

営業利益は、機能性接着剤、銀系無機抗菌剤の販売数量が増加したこと等により、24億8千6百万円(前年同期比11.8%増益)となりました。

樹脂加工製品事業

管工機材製品は、需要が全般的に回復し、堅調に推移しました。ライフサポート製品は、競争激化と需要低迷により販売数量が減少し、低調に推移しました。エラストマーコンパウンドは、食品向けを中心に販売数量が伸び悩み、低調に推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は193億円(前年同期比1.2%減収)となりました。

営業利益は、不採算品の見直しやコスト削減等の合理化に努めましたが、原材料価格の上昇に伴う 販売価格の改定が遅れたことにより、7億5千1百万円(前年同期比10.5%減益)となりました。

その他の事業

新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は25億5千5百万円(前年同期比11.5%増収)、営業利益は8千7百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産合計は、手元流動性の上昇による「有価証券」の増加に加え、株式市況の回復により「投資有価証券」が増加しましたため、前連結会計年度末に比べ74億5千5百万円、4.1%増加し、1,889億7百万円となりました。

負債合計は、法人税等の納付により「未払法人税等」が減少しましたため、前連結会計年度 末に比べ10億5千7百万円、2.3%減少し、441億5千3百万円となりました。

純資産合計は、四半期純利益の計上により「利益剰余金」が増加しましたため、前連結会計年度末に比べ85億1千3百万円、6.2%増加し、1,447億5千4百万円となり、自己資本比率は74.3%となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「19年プラン」といいます)の導入について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成22年2月12日開催の取締役会において、19年プランを、所要の変更を行った上で継続することを決定し(以下、かかる変更後のプランを「22年プラン」といいます)、平成22年3月30日

開催の当社第97回定時株主総会において、22年プランによる買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。22年プランの有効期間は平成25年3月31日までとなっておりますが、当社は、22年プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成25年2月7日開催の取締役会において、22年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し(以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます)、平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会(以下「第100回定時株主総会」といいます)において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、当社は、特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、花田文宏の3氏 を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりです。

(a) 本プランの継続の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等)によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として買収防衛策を継続したものです。

(b) 本プランに基づく対抗措置の発動にかかる手続

(イ)対象となる大規模買付行為

次の()から()までのいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます)またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- () 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- () 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ()上記()または()に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主 グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下、本()において同 じとします)との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保 有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該 他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし 協調して行動する関係を樹立する行為(ただし、当社が発行者である株券等につき当 該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります)

(ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供 していただきます。

(八)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

(二)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(c) 本プランの特徴

(イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」 を制定した上で、導入されたものです。

(ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(八)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(二)適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に 従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

(d) 株主の皆様への影響

(イ)本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがいまして、本プランが本プラン導入時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断にかかる理由

当社は、前記 (a)記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、()第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、()対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、()独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、特別委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、()対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は27億8千6百万円であります。

また、新製品開発を強く推進させるため、技術統括部の所管としていた「生産技術センター」をR&D総合センターに移管し、研究開発後の新たな生産技術の開発や製品化に向けてのスケールアップをより迅速に行える研究開発体制としました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	263,992,598	263,992,598	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株 であります。
計	263,992,598	263,992,598		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日		263,992,598		20,886		18,031

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

			17%20十 7 7 3 00 日 7% 圧
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
宁△送沈栋性子/白□性子竺\	(自己保有株式) 普通株式 418,000		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(自己株式等) 	(相互保有株式) 普通株式 369,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 259,734,000	259,734	同上
単元未満株式	普通株式 3,471,598		同上
発行済株式総数	263,992,598		
総株主の議決権		259,734	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式14千株(議決権14個)が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)が3千株(議決権3個)あります。
 - 2 「単元未満株式」の中には、東洋電化工業㈱所有の相互保有株式2株、当社実所有の自己株式696株、および証券保管振替機構名義の株式134株が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)が382株あります。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東亞合成㈱ (注)	東京都港区西新橋 一丁目14番1号	418,000		418,000	0.16
(相互保有株式) 東洋電化工業㈱	高知市萩町 二丁目 2 番25号	369,000		369,000	0.14
計		787,000		787,000	0.30

- (注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが実質的に所有していない株式(名義書換失念株)3千株 (議決権3個)が、上記 「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。
 - 2 当第3四半期会計期間末(平成25年9月30日)の自己株式数は、458,131株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)および第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,096	15,629
受取手形及び売掛金	43,434	42,904
有価証券	14,000	21,000
たな卸資産	15,989	16,211
未収還付法人税等	330	187
その他	2,491	2,262
貸倒引当金	57	68
流動資産合計	93,284	98,126
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	20,096	19,850
機械装置及び運搬具(純額)	18,471	17,566
土地	17,299	17,654
その他(純額)	10,198	11,588
有形固定資産合計	66,065	66,659
無形固定資産		
のれん	38	31
その他	863	828
無形固定資産合計	902	860
投資その他の資産		
投資有価証券	14,316	18,053
その他	6,952	5,277
貸倒引当金	70	69
投資その他の資産合計	21,198	23,261
固定資産合計	88,166	90,781
資産合計	181,451	188,907

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,878	15,776
短期借入金	6,234	3,196
未払法人税等	4,064	1,144
引当金	23	524
その他	8,588	8,186
流動負債合計	33,789	28,827
固定負債		
長期借入金	5,986	10,192
退職給付引当金	454	315
役員退職慰労引当金	29	20
その他	4,950	4,797
固定負債合計	11,421	15,325
負債合計	45,211	44,153
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,886	20,886
資本剰余金	16,796	16,797
利益剰余金	93,821	98,655
自己株式	120	158
株主資本合計	131,384	136,181
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,412	3,973
為替換算調整勘定	722	291
その他の包括利益累計額合計	689	4,264
少数株主持分	4,166	4,308
純資産合計	136,240	144,754
負債純資産合計	181,451	188,907

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	109,052	111,701
売上原価	79,902	82,412
売上総利益	29,149	29,288
販売費及び一般管理費	18,786	18,183
営業利益	10,363	11,104
営業外収益		
受取利息	32	29
受取配当金	259	268
持分法による投資利益	186	211
その他	316	440
営業外収益合計	794	949
営業外費用		
支払利息	108	99
環境整備費	135	64
遊休設備費	92	96
その他	125	149
営業外費用合計	461	410
経常利益	10,696	11,644
特別利益		
補助金収入	287	222
受取補償金	¹ 349	¹ 124
抱合せ株式消滅差益	² 87	-
特別利益合計	724	346
特別損失		
固定資産処分損	157	116
投資有価証券評価損	454	<u>-</u>
特別損失合計	612	116
税金等調整前四半期純利益	10,808	11,874
法人税等	3,853	4,190
少数株主損益調整前四半期純利益	6,954	7,684
少数株主利益	309	214
四半期純利益	6,645	7,470
		,

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,954	7,684
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	212	2,564
為替換算調整勘定	13	1,110
その他の包括利益合計	199	3,674
四半期包括利益	6,755	11,358
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,437	11,045
少数株主に係る四半期包括利益	317	313

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結の範囲の重要な変更)

前連結会計年度において連結子会社であった鶴見曹達株式会社および日本純薬株式会社は、当社 と合併したため、連結子会社から除外しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

,,,	前連結会計年度 成24年12月31日)			9半期連結会計期間 以25年9月30日)	
保証債務			保証債務		
北陸液酸工業㈱	金融機関等 借入保証	117百万円	北陸液酸工業㈱	金融機関等 借入保証	81百万円
東海共同発電㈱	"	0	従業員	"	54
計		117	計		135

(四半期連結損益計算書関係)

前第 3 四半期連結累計期間	当第 3 四半期連結累計期間
(自 平成24年 1 月 1 日	(自 平成25年 1 月 1 日
至 平成24年 9 月30日)	至 平成25年 9 月30日)
1 連結子会社における福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故に伴う東京電力株式会社からの補償金を計上しております。 2 平成24年4月1日に連結子会社であるアロン化成㈱が非連結子会社である東海運輸成形㈱を吸収合併したことに伴い計上したものであります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。 なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額(負ののれんの償却額を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)		(自	四半期連結累計期間 平成25年1月1日 平成25年9月30日)
減価償却費	6,886百万円	減価償却費	5,473百万円
のれんの償却額	7	のれんの償却額	7

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

- 1.配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 3 月27日 第99回定時株主総会	普通株式	1,318	5.00	平成23年12月31日	平成24年 3 月28日	利益剰余金
平成24年8月2日 取締役会	普通株式	1,318	5.00	平成24年 6 月30日	平成24年9月6日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結 会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。
- 2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

- 1.配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 3 月28日 第100回定時株主総会	普通株式	1,318	5.00	平成24年12月31日	平成25年 3 月29日	利益剰余金
平成25年8月2日 取締役会	普通株式	1,317	5.00	平成25年 6 月30日	平成25年9月5日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結 会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。
- 2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

								(+14.	<u> </u>
	報告セグメント				その他	^ ±1	調整額	四半期連結損益	
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計	(注)1 合計	(注)2	計算書 計上額 (注)3	
売上高									
外部顧客への売上高	35,388	39,657	12,171	19,542	106,759	2,292	109,052		109,052
セグメント間の内部 売上高または振替高	56	50	314	15	436	5,865	6,302	6,302	
計	35,444	39,708	12,485	19,557	107,196	8,157	115,354	6,302	109,052
セグメント利益または セグメント損失()	3,432	3,861	2,223	839	10,357	20	10,337	25	10,363

- (注) 1 . 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。
 - 3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

	基礎化学品事業	報・アクリル 製品事業	告セグメン 機能製品 事業	/ト 樹脂加工 製品事業	計	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
売上高									
外部顧客への売上高	33,880	43,462	12,502	19,300	109,145	2,555	111,701		111,701
セグメント間の内部 売上高または振替高	27	82	349	3	463	5,686	6,149	6,149	
計	33,908	43,544	12,851	19,304	109,609	8,241	117,850	6,149	111,701
セグメント利益	2,835	4,858	2,486	751	10,931	87	11,019	85	11,104

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。
 - 3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	25円20銭	28円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,645	7,470
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,645	7,470
普通株式の期中平均株式数(千株)	263,658	263,588

⁽注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成25年8月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1)中間配当による配当金の総額

...1,317百万円

(2) 1株当たりの金額

... 5 円

- (3) 支払請求の効力発生日および支払開始日 …平成25年9月5日
- (注) 平成25年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

東亞合成株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千	葉		章彡	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	カ	夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亞合成株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務 諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半 期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亞合成株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。